

鳥取県告示第 371 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成 20 年 6 月 22 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 16 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成 20 年 4 月 22 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ネパールに学校を建てる会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

田中 克則

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市吉方温泉二丁目 313-6

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、日本の小学生などに対して、ネパールに学校を建設するための事業を啓発するとともに、その事業を行う小学生などの活動を支援することにより、児童の健全育成と国際貢献を通して公益に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

役員定数